

# 一般事業主行動計画を策定しましょう。 県から無料でアドバイザーを派遣します。

## ■ 一般事業主行動計画とは

子育てと仕事の両立をしやすい職場作りの計画のことで、「次世代育成支援対策推進法」において、101人以上の労働者を雇用する企業は「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・労働者への周知を行わねばならないと定められています。

100人以下の企業は努力義務とされていますが、「一般事業主行動計画」を策定することは、ワーク・ライフ・バランス導入の入口として従業員の意識付けや計画的推進の良いきっかけとなります。

なお、一定の条件を満たせば、国の助成金(両立支援助成金)を受け取ることができます。

※行動計画策定にあたっては厚生労働省ホームページもご参照ください。

## ■ ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣します！

一般事業主行動計画の策定については、県が無料で、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣しています。

残業の削減や従業員の子育てや親の介護等にも対応できる社内体制づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を支援します。

お問合せ・お申込み

香川県商工労働部労働政策課 TEL 087- 832-3365

## ■ 香川県の認証マークを取得することができます。

県内に本店を置き、常用雇用する労働者の数が100人以下の企業が行動計画を策定し、その内容が県の定める基準を満たしている場合、県に申請を行うことにより、「子育て行動計画策定企業認証マーク」を取得することができます。

「子育て行動計画策定企業認証マーク」の取得についても、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを無料で派遣しています。

認定を受けた企業は、働きやすい企業として社会にPRでき、優秀な人材確保や、定着につながります。香川県では、企業名などを積極的にホームページや広報紙上でPRしています。



取得企業 130社(平成25年12月31日現在)

こちらからご覧ください → <http://www.pref.kagawa.jp/rosei/fukushi/kosodatemark-jigyousyo.html>

お問合せ・お申込み

香川県商工労働部労働政策課 TEL 087- 832-3365



## 「一般事業主行動計画」についてのお問合せは

● 香川労働局雇用均等室 TEL 087-811-8924

● 厚生労働省ホームページ

一般事業主行動計画の策定・届出について

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

ホーム ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 子ども・子育て ▶ 職場における子育て支援 ▶ 事業主の方へ ▶ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

## 助成金の内容についてのお問合せは

● 香川労働局雇用均等室 TEL 087-811-8924

● 厚生労働省ホームページ

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ 給付金のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

ホーム ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 子ども・子育て ▶ 職場における子育て支援 ▶ 事業主の方へ ▶ 事業主の方への給付金のご案内

## ワーク・ライフ・バランス推進事業 **カエル(Change)かがわキャンペーン**

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、カエル(Change)かがわキャンペーンに取り組み、働きやすい職場環境づくりを推進しています。

キャンペーンの内容として、労働時間の短縮に向けた取組みや柔軟な勤務体制を導入、また、導入しようとする企業等を「カエルチャレンジ企業」として募集しています。

その他にも「子育て行動計画策定企業認証マーク」の交付や「ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰(平成24年度～)」も実施しています。

ぜひ、キャンペーンに参加して、優れた人材の確保や企業のイメージアップにお役立てください。(内閣府：「カエル! ジャパン」キャンペーンの香川版と位置づけています。)

**お問合せ** 香川県商工労働部労働政策課 TEL 087-832-3365

香川県版 中小企業のためのワーク・ライフ・バランス事例集

発行年月/平成26年2月

発行元/香川県商工労働部労働政策課 電話 087-832-3365  
〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

企画・編集/特定非営利活動法人わははネット

印刷/株式会社にいほら

かがやくけん、かがわけん。

香川県

香川県商工労働部労働政策課

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

TEL 087-832-3365 FAX 087-806-0211

URL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/>